

「練馬区の将来像を考える区民懇談会」の設置について

平成 19 年 8 月 9 日 区長決定

1 設置目的

「新練馬区基本構想策定方針」に基づき、練馬区のめざすべき将来像について多くの区民から幅広く意見を出していただくため、「練馬区の将来像を考える区民懇談会」（以下「区民懇談会」という。）を設置する。

2 役割

区民懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、区長に報告する。

- (1) 平成 30 年代初頭を想定した練馬区のめざすべき将来像
- (2) 将来像の実現に向けた、区や区民・事業者の取り組みの方向性

3 構成

区民懇談会の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 区内各界から選任する委員
- (2) 公募委員

4 設置期間

区民懇談会の設置期間は、平成 19 年 8 月 28 日から区長に報告書を提出する日までとする。

5 会長および副会長

区民懇談会に会長および副会長をおく。会長は区長が指名し、副会長は会長が指名する。

会長は、区民懇談会を主宰し、区民懇談会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

区民懇談会には、全委員が参加する全体会と、区の施策分野別に下記の 4 分科会を設置する。

- ① 区民生活分野分科会
- ② 健康福祉分野分科会
- ③ 教育分野分科会
- ④ 環境まちづくり分野分科会

7 会議の公開

区民懇談会（全体会・分科会）は、原則公開で行うものとする。

区民懇談会の会議録は、原則公開とする。

8 事務局

区民懇談会の事務局は、企画部基本構想担当課に置く。